

自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第十三条（同法第二十三条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第八級の項第十一号を削り、同表第十一級の項第十号を次のように改める。

十 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの

別表第二第十三級の項後遺障害の欄に次の一号を加える。

十一 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの

附 則

この政令は、平成十八年四月一日から施行し、改正後の自動車損害賠償保障法施行令の規定は、同日以後に発生した自動車の運行による事故について適用する。

理由

胸腹部臓器の機能に係る後遺障害の等級について所要の改正を行う必要があるからである。